二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習
1　名称　株式会社大阪香里自動車練習所
2　主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市木屋町十三番五号
3　講習の種類　基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
1　名称　株式会社大阪香里自動車練習所
2　主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市木屋町十三番五号
3　講習の種類　基礎講習及び一般講習
四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習
1　名称　株式会社大阪香里自動車練習所
2　主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市木屋町十三番五号
3　講習の種類　基礎講習

○国土交通省告示第六百七十四号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十六年五月二十八日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十六年六月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
1　名称　株式会社大阪香里自動車練習所
2　主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市木屋町十三番五号
3　講習の種類　基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称　株式会社大阪香里自動車練習所
2　主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市木屋町十三番五号
3　講習の種類　基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称　株式会社大阪香里自動車練習所
2　主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市木屋町十三番五号
3　講習の種類　基礎講習及び一般講習
四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称　株式会社大阪香里自動車練習所
2　主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市木屋町十三番五号
3　講習の種類　基礎講習

○海上保安庁告示第七十二号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示を次のように定める。

平成二十六年六月十日　海上保安庁長官　佐藤　雄二

備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示

次の表の上欄に掲げる海域については、同表の中欄に掲げる期間、同表の下欄に掲げる船舶の航行を禁止する。

海域	期間	船舶
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域 一　北緯三四度二一分七・六秒東経一三三度四三分一九・三秒 二　北緯三四度二〇分五三・三秒東経一三三度四三分二五・七秒 三　北緯三四度二〇分四七・七秒東経一三三度四三分七・三秒 四　北緯三四度二一分二秒東経一三三度四三分一秒	平成二十六年七月一日から同年八月十八日まで	上欄に掲げる海域におけるしゅんせつ工事に従事する船舶以外の船舶
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域 一　北緯三四度二一分四・九秒東経一三三度四三分二〇・五秒 二　北緯三四度二〇分五三・三秒東経一三三度四三分二五・七秒 三　北緯三四度二〇分四七・七秒東経一三三度四三分七・三秒 四　北緯三四度二〇分五九・二秒東経一三三度四三分一・二秒	平成二十六年八月十九日から同年九月三十日まで	

○中国地方整備局告示第百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道百八十八号	柳井市柳井字江ノ浦一五〇番三から同市柳井字三本松七八四八番八二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年六月十日